

平成26年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月11日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後2時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
農林課長 小平春幸 建設課長 武重栄吉 観光課長 今井一行
教育次長 宮坂 晃 会計室長 市川清子
たてしな保育園園長 中谷秀美 総務課長補佐 遠山一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後3時45分

(午後2時00分 開議)

議長（滝沢寿美雄君） これから、12月11日、本日の会議を開きます。

報告します。森澤副町長より、公務のため、欠席届が出ています。

また、本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの取材を議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

なお、会議に入る前に、議案第94号の誤謬訂正の申し入れがあり、許可をしました。青井町づくり推進課長の発言を許します。青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） お願いをいたします。

議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定についてでありますけれども、基本構想本文中、基本目標2の3行目であります。「これから未来を担う子供たちには確かな学力と豊かな人間性を育む」というところでありますけれども、「これから未来を担う子供たちには」の後に読点を入れていただき、「これから未来を担う子供たちには、確かな」ということで訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいま小宮山町長から、議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第98号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）についてまでの議案3件が提出されました。本日の議事日程で追加議案の審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の議題とすることに決定しました。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第80号～日程第18 陳情第7号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第18 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書までの18件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

最初に、西藤 努総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。

それでは、総務経済常任委員会付託案件審査報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案8件、請願1件の9件であります。

内容は、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、12月4日に付託された表記案件について、12月5日及び9日に委員会を開催し、慎重に審査を行った対応は次のとおりであります。

（1）議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

長野県人事委員会勧告に準じた支給率の改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第81号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

任期つき職員に係るもので、議案第80号と同様の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第83号 立科町陣内森林公園条例の一部を改正する条例制定について
指定管理者制度を導入し、施設の管理を行うことができる規定を定めるとの説明を受け、全会一致で可決しました。

（4）議案第86号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第7号）について

歳入全款歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【7款】土木費、【8款】消防費、【11款】公債費、【12款】予備費。

歳入については、国県支出金で補助事業進捗に伴う増額及び県委託金においては、地方選挙執行経費の確定による減額補正、財産収入では、旧若草保育園駐車場ほか1件の土地売却による収入が計上され、寄附金では、立科町を応援する方々からのふるさとの寄附金及び教育振興に対する寄附金の増額による補正が主なものでした。

歳出については、全款にわたり長野県人事委員会勧告に準じた職員給与の改定に伴う人件費の補正が計上されていきました。

【2款】総務費、一般会計では、ふるさと寄附金のお礼品代の増額、財産管理費では、ふるさと寄附金の増額に伴う基金への積立金、交通安全対策費では、道路カーブミラーの設置修繕費用、企画費では、豊島区との交流事業内容の変更、選挙費では、県知事選挙費と農業委員会委員選挙費の実績による減額補正との説明を受けました。

【5款】農林水産業費、農業費では、農地・水・環境保全向上活動推進経費の増額、農道維持費の生コン舗装補助金の増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費、道路橋梁費では、小規模修繕料、除雪委託料の増額のほか、真蒲橋梁架関係設計業務委託料の計上、下水道費では、一部事務組合負担金及び下水道事業特別会計繰出金の補正が主なものとの説明を受けました。

【8款】消防費の防災費では、太陽光パネル設置のための屋根接続部の補強工事費であるとの説明を受けました。

【11款】公債費では、長期債の利率確定及び利率見直しに伴う元利償還金の補正であるとの説明を受けました。

【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第91号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第92号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算(第3号)について
原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定について
原案を全会一致で可決しました。

(9) 請願第5号 2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出に関する要請(請願)について

全会一致で採択しました。

3. 審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定をしたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長(滝沢寿美雄君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番(土屋春江君) 4番、土屋です。

社会文教観光常任委員会報告をいたします。

本委員会は、平成26年12月4日に付託された表記案件について、平成26年12月4日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った対応は次のとおりであります。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

(1) 議案第82号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(2) 議案第84号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定について
観光施設を指定管理者による管理を行わせることができることとする改正でした。
指定管理者に管理をさせる場合において、町民利用についての使用料の減免については、町の意向も反映できるような仕組みを検討するよう要望し、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第85号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について
オリエンテーリング参加料の徴収根拠と金額を明確にするための改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第87号 立科町保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例制定について

過去の貸付金免除の状況等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算(第7号)について
歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、
【4款】衛生費、【6款】商工費(2項観光費)、【9款】教育費。

全款にわたって、長野県人事委員会勧告に準じた職員給与の改定に伴う人件費の補正が計上されていました。

【3款】民生費1項社会福祉費では、障害福祉サービスに係る補正との説明を受けました。2項児童福祉費の保育所費では、旧4保育園の跡地に記念碑設置との説明を受けました。

【9款】教育費1項教育総務費では、蓼科高校育成会への補助金、4項社会教育費では、地域発元気づくり支援金事業での信濃公論の印刷製本費、6項施設管理費では、ビューポイント整備事業での風の子広場あずまや塗装修繕料の補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第90号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

施設介護サービス費や介護予防サービス費の実績に係る補正と説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第93号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)について

長野県人事院勧告に準じた職員給与の改定に伴う人件費の補正であり、原案を全会一致で可決しました。

(8) 請願第4号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出を求める請願
全会一致で採択しました。

(9) 陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書について
全会一致で採択しました。

(10) 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める
陳情書について
全会一致で採択しました。

3. 審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則
第77条の規定により報告します。

議長（滝沢寿美雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本真弓です。陳情6号と陳情7号の審議の経過についてお伺い
いたします。

こちらの6号、7号の陳情に関しましては、全会一致で採択という両方の同一採択
でございますが、私の思うところは、やはり陳情項目の部分が非常に疑問に思うので
すが、委員会の中でその疑問の声は上がりましたでしょうか。また、どのような形で
全会一致の採択になったのか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。土屋春江社会文教観光常任
委員長。

4番（土屋春江君） それでは、陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情についてで
ございますけれども、介護労働者賃金は、全労働者の平均と比べ、月額9万円も低く、
多くの介護事業者からも働き続けることの難しさ、介護職員になる人が集まらないと
聞いております。当町の福祉法人ハートフルケアたてしなでもなかなか集まらないと
聞いております。また、国が負担していた処遇改善費用も施設全体の処遇改善になら
なかった経緯、介護労働者が生き生き働き続けられるようにということで、処遇改善
を求める陳情に関しては全会一致で採択をいたしました。

陳情7号につきまして、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求
める陳情についてでございますけれども、医療機関、福祉施設に勤務する看護師ら、
ミスにつながる体験をし、慢性的人手不足による現場の忙しさ、業務が過密で十分な
看護ができない等、人手不足は深刻であること。以前にも同様な陳情があり、改善に
至っていないということで、陳情第7号は全会一致で採択いたしました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君、採択の様子も尋ねてましたが、いいですか。1番、
榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 私は今、委員長の内容のところ、その状況、ポイントというか、この
部分が採択に至ったというふうに感じましたが、実は質問をいたしましたところは、
陳情項目のところに書かれてる国費と、また、それ以外の業種とか、いろいろそうい

ったものがありますが、その部分は審議の中に疑問視というか、意見は出てきましたでしょうか。

4番（土屋春江君） 一応委員会におきまして、皆様の意見を一人一人お聞きいたしまして、その内容も含まれていたと思います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本真弓です。

先ほど質問いたしました経過の続きになりますが、陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書の採択に対して、委員長の採択に反対の討論をいたします。

本陳情で取り上げられている陳情趣旨は、介護従事者の処遇改善や介護職、人員確保など、ともに現在の介護保険制度の抱える問題として、心情的には十分に理解できるものであります。しかしながら、高齢化の進展に伴い、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みである介護保険の財源は、公費半分、保険料半分であります。

それを承知した上で、陳情項目1、2は、処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこととする考えは、本来、保険料によって成り立つべき介護保険制度の趣旨に全く反しています。結果、さらなる国民の負担増につながるおそれがあるため、その財源確保には慎重に検討すべき課題を多く含んでいます。処遇改善においては、前回の報酬改定期限が27年3月であることもあり、次期改定に向けて給付費分科会で検討されているところです。よって、今はその動向を見るべき時期であると考えます。

また、陳情項目2では、処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大することとあり、この点についても、職業によってそれぞれの給付体系が決まっている中で、非現実的な求めであると思います。

国民全体に係る大きな問題であるがゆえに、慎重に検討を求められるものと考え、採択に反対いたします。

次に、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について申し上げます。

本陳情で取り上げられている陳情趣旨において、看護師等の勤務状況の改善は、現在の夜勤交代制の実情を見る中で環境改善に向けて十分必要であると考えます。しかしながら、こちらも財源の支えがなくては立ち行きません。

陳情項目2に、医師・看護師、介護職員などを大幅にふやすこととありますが、適材適所、必要以上にふやす必要はなく、適切な人員で、適切な予算でよいと考えます。

陳情項目3でも、国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療を実現することとありますが、自己負担を減らして、これら全ての財源をどのように確保するのか、大きな課題と言えます。

さらに、4では、必要な病床機能を確保することとあり、この件については、次期医療計画、第7期医療計画（2018年度開始）で、医療病床機能について患者の視点から情報として把握できるよう、一步踏み込んだ仕組みができる準備がされているところです。2012年2月、閣議決定された社会保障と税の一体改革において示された2025年の病床機能再編の医療提供体制は、今後2年ごとの診療報酬改定と5年ごとに実施される医療計画の見直しをリンクさせながら実現を目指すこととなります。

これら全てを鑑みたときに、本陳情は慎重に検討すべきものと考えます。よって、採択に反対討論といたします。

立科町議会議員各位におかれましては、ただいま申し上げた理由を十分にご検討いただき、再度ご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 3番、小宮山正儀です。

定例会に提案された全議案案件について、賛成の立場で討論いたします。

条例の一部を改正する条例制定について、陣内森林公園条例、観光施設条例は、それぞれの条例改正を行い、現在の施設などを指定管理者による管理とすることができる。このこと等により、民活などさまざまな新しい感覚により企画化されることで、さらなる誘客宣伝などでの観光客の増加に結びつけられることを期待する。御泉水自然園条例は、自然に親しむ教育などをさらに高めることができるよう配慮がされ、位置づけられる改正であり、また、町内の小学校の児童、中学校の生徒、先生または育成会など指導者が引率する場合、町内の各種団体30名以上などの入園は、入園料の減免をすることができるとする。ほかの条例改正は、国の法律改正などに基づく改正であり、賛成する。

平成26年度一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額をそれぞれ50億1,592万7,000円とする。歳入は実績見込みが主なもので、国庫支出金及び財産収入、寄附金による補正である。歳出の主なもので、総務費では、ふるさと寄附金、お礼品代で、これは昨年と比較して約5倍の皆さんに当町を思い、寄附をいただいたことは大変ありがたいと御礼申し上げます。さらに、お礼品などの工夫を重ね、より多くの皆さんに寄附をいただけるよう期待する。民生費では、旧4保育園跡地への記念碑設置を行い、歴史として後世に伝えていくことである。農林水産業費では、長雨により農道路面の

流失が著しいため急遽申請があり、農道生コン舗装補助金の計上、土木費では、豪雪後の再調査で道路の安全管理面で小規模修繕料の必要が生じたため、また、来年度施工予定の町道平林真蒲線真蒲橋添架関係工事については、早急な工事の進捗を図るため設計業務を前倒しで行うもので、設計管理委託料を計上、全般では、給与条例一部改正による給与手当の増額、また、一般財源で計上が補助対象となったための科目がえ、その他は実績見込みに基づく補正が主なもの、それぞれこの時期に必要な基づく経費の補正が主なものであり賛成する。

特別会計の水道事業会計補正では、温井水源の湧水時に砂の巻き上げがあり、水道水に混入するため、砂の状況の調査を実施して対策を検討、また、あわせて配水管内でカメラを挿入して、路線ごとに調査を行うための経費であり、水道水への砂の混入がなくなるよう早急な対策を望む。その他、全般では、給与条例一部改正による給与手当の増額、また、実績に基づく補正が主なものであり、賛成する。

第5次立科町振興計画基本構想は、10年後の町の将来像、澄んだ空、澄んだ水、住みよき町に笑顔が弾む人と自然が輝く町を目指して、すばらしい自然の中で生活を営む喜びを感じ続けられるように、住民一人一人が手を取り合い、誰もが笑顔で、住んでよかった、訪れてよかったと思える心のよりどころとなる町を目指すとし、賛成する。

市は、言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願では、改正障害者基本法が2011年夏に可決、成立し、手話が法的に言語として認められた。しかし、聾者がこの機会の確保を確実に得るためには、手話が言語として聾者に活用されるための具体的な施策が必要。言語の5つの権利を手話にも、言語として、1、手話を獲得する、2、手話で学ぶ、3、手話を学ぶ、4、手話を使う、5、手話を守るの5つの権利が必要であり、賛成する。

2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出に関する要請（請願）では、唯一の被爆国である日本が訴え、行動することにより、国際社会へ与える効果は絶大なものと考え、賛成する。

以上で賛成討論を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論ありますか。8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 8番、山浦です。

平成26年立科町第4回定例会に上程されました議案に対して、賛成の立場で討論を行います。

議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、県の人事勧告に準じたもので、給与表及び賞与率の改正に伴う条例制定であり、職員組合と二度にわたる交渉を経て、給与0.27%、賞与として勤勉手当0.15%の改正であり総額570万円になります。自治体で働く労働者にとって賃金上がることは大変大切なことであり、公務員の賃金基準がほかの産業労働者の賃上げに影響を与える

こともあることから大変歓迎するものであります。

次に、議案第82号 立科町国民健康保険条例の一部改正については、平成27年1月1日以降の出産に関して、出産育児一時金が39万円から40万4,000円に改められることによって、子育て世代の出産実費が上昇している中で1万4,000円の負担軽減となります。出産を待ち望まれている若い世代とともに喜び合いたいと思います。

議案第83号 立科町陣内森林公園条例の一部を改正する条例制定については、指定管理者制度導入のための改正、議案第84号 夢の平キャンプ場、女神湖多目的運動場、三本松テニスコート、蓼科野外音楽ホール及び蓼科園地イベント仕様、蓼科ふれあいセンター、女神湖センターの管理方法と管理規定を整合させる改定であります。立科町の町民の皆さんが利用する場合、この減免については、町の意向も十分反映できるような仕組みも検討するように要望するものであります。

議案85号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、分筆による地番の整合、オリエンテーリングの料金の表示、自然公園法による禁止事項の明示など、これら3つの条例改正は、蓼科高原が大きく変化する次の第一歩を踏み出すための条件整備の意味合いもあると私は考えます。白樺高原や女神湖の再興を促す取り組みは、町とともに2つの観光協会の皆さんが行ってきましたが、経済状況が悪化、停滞し、後退が続いております。そんな中で、去る10月25日に、索道事業のあり方研究会議により経営に関する答申書が提出されました。これによりますと、従来の形にとらわれない新しい発想による通年の複合ビジネスによる補填で、白樺高原、女神湖一帯を強力な玄関や居間として機能するための経営改善を早い時期に、本格的な民活による取り組みとして行うよう提言されております。町は、町民的な議論を深め、くれぐれも誤りのないように、慎重な改革を図るように望むものであります。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて、一般会計補正予算の第6号は、12月2日告示、14日投票の衆議院議員選挙費用1,050万円の増額補正予算であります。安倍首相は、先月18日の会見で、1年半の先送りをした後は、景気がどうであろうとも10%へ増税を行うと断言をいたしました。今度の選挙は消費税10%、二桁税率への増税を実施させてよいのか、その是非が問われ、ここが大きな争点となっております。このほかにも、私たちの国の将来を大きく左右する集団的自衛権の行使の容認、原発再稼働、昨日10日施行の特定機密保護法、TPP問題など、安倍政権の全てが争点となっている選挙、日本が誤りのない道を歩むために、私たちの意思を示す大切な選挙でありますので、町民の皆さん、こぞって投票されますよう呼びかけるものであります。

一般会計補正予算第7号についてです。教育総務費の教育振興経費200万円については、教育寄附金として寄せられたもので、地域の蓼科高等学校育成補助金として使わせていただくとの説明がなされました。寄附をしてくださった方にお礼と感謝を申し上げます。このお金は、蓼科高校育成基金を設立して、蓼科高校のPR、出口保証

のためとして公立の塾を蓼科高校の中に設ける計画だということであります。継続的な支援として、町としても財源補助をしていく考えのようではありますが、今後は限られた特定の生徒のみの塾ではなく、より多くの子供たちの学力の底上げにつながり、自分の判断で生き方を決め、責任をとれるような人に成長し、蓼高を巣立っていくための支援となるよう強く求めるものであります。

議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定について、これは、来年度から平成36年度までの10年間の立科町の目指す将来像と、その将来像の実現のための施策の基本的な方向性を示す基本構想をつくるものです。少子高齢化、高度情報化、国際化、経済情勢の不透明感などの中で多くの課題に直面していますけれども、町民一丸となって知恵と力を合わせて、限られた資源や財源を効果的に活用できるような自治体の運営を行い、持続可能で自立したまちづくりを推進するために、みんなで力を合わせましょう。私もそのために力を尽くすものであります。

次に、陳情について申し述べますと、陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書について、高齢化しつつある社会を迎え、介護保険が始まった2000年4月当初は、これからの発展的なバラ色産業は福祉、介護事業だと、福祉、介護関係の学校に入学する人たちがたくさんいたことを覚えておられるでしょうか。あれから15年がたちました。本格的な高齢社会を迎えて介護のニーズが高まる中で、介護労働者の数も年々増加はしておりますけれども、低賃金、重労働という介護現場の実態は職員の確保を大変困難にして、高い離職率となって深刻な人手不足となっていると聞いています。その原因となる介護従事者の処遇改善は喫緊の課題であります。平成21年10月から始まった介護職員処遇改善交付金事業は平成24年の3月で終わりとなり、その後は、24年の4月1日より介護職員処遇改善加算として介護給付報酬に組み込まれて利用者負担となりました。介護職員の賃金は、全労働者平均よりも9万円も低い状態にあるということで驚きであります。

介護認定5の人が、月に7回、身体介護のためにヘルパーをお願いすると、49円の処遇改善加算を支払うことになり、このほかに週3回ずつのデイサービスを利用すると、271円の通所介護の処遇改善加算を負担することになります。仮に、このほかに徳花苑をショート利用すると、さらに加算を負担しなければなりません。

国民年金暮らしで老老介護の世帯にあっては、320円の負担と笑って過ごすわけにはいきません。介護保険利用によって支払う負担は、その月によっても異なりますけれども、2万5,637円から3万円を少し超す支払いになります。

私たちは生活を守るために、精いっぱい節約と知恵を絞って生きています。私たちのやりくりの痛みをわかっていただきたいと訴えるものであります。こういう生活実態の中から、この介護従事者の処遇改善を求める陳情については両手を挙げて賛成するものでありますし、私どもが安心して老後の生活を送り、安心した介護を続けられるように、介護者のみを対象とした処遇改善ではなく、対象職員の職種を拡大する

ことを要求するのは当たり前のことです。

最後に、陳情第7号についてであります。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書に賛成するものです。

陳情6号と陳情7号には、共通する要求項目が明記されています。患者や利用者の負担を減らして、国費で行ってもらいたいという要求であります。これら2つの事業の改善に取り組む財源確保は、どこから持ってくるかの問題であります。1989年に消費税が創設されるときに、この税金は福祉や社会保障に使うためとってつくられました。ところがどうでしょうか。それ以降、老人医療費の有料化、健康保険法の解約、後期高齢者医療の解約と介護保険も同じ、解約に次ぐ解約で、消費税が社会保障や福祉などに使われてこなかったことが、今ははっきりとしています。

この2年間を見ても、働く人たちの賃金は上がり、年金は毎年下がり続けます。

一方には、アベノミクスの恩恵を受けている人がいます。大企業や富裕層の人たちに、その財源負担をしてもらうことを提案いたします。富裕層だって努力しているんだという人がおりますが、対等のルールでやっていないのです。このルールづくりが大切ではないでしょうか。大企業は法人税を下げてもらい、優遇税制の恩恵を受けているのです。このもうけたお金を社会に還元してもらい、このお金でみんなの懐を暖めて消費に回し、社会や社会福祉や社会保障を豊かにする。

以上のことを提案いたします。

ほかの議案については疑義がなく、賛成するものであります。

私は地方議員として、国政を見てきました。町民を苦しめ、地方行政にも大きな負担を負わせているのが国の政治だと感じてきました。そういう中で、国への働きかけや町の政治への働きかけが、とても大事だと痛感しています。これからも、町民の皆さんの声をしっかりと町へ届けることを証明し、私の賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程8 議案第87号 立科町保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例制定についてまでの8件を一括採択します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第87号 立科町保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例制定についてまでの8件は、委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、日程第9 議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第13 議案第93号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの5件を一括採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第93号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの5件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 請願第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願の採決をします。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第16 請願第5号 2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出に関する要請（請願）の採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第5号 2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出に関する要請（請願）は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第17 陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書の採決をします。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。お諮り

します。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。（（7名）の声あり）7名、多数ね。

起立多数です。したがって、陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第18 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の採決をします。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。（（7名）の声あり）7名ですね。

起立多数です。したがって、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第19 議案第96号～日程第21 議案第98号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第19 議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第21 議案第98号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 提案理由に入ります前に、本日上程いたしました条例案件2件、一般会計補正予算（第8号）1件の計3件につきまして、情報収集のおくれ、及び配慮に欠けており、議案提出が本日になってしまいましたこと、まことに申しわけございませんでした。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第97号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件につきまして、改正理由が同じなため、一括でご説明申し上げます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条については、期末手当の支給に関する規定でございます。また、97号の特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例第2条第2項につきましては、期末手当及び寒冷地手当に関する規定でございます。いずれも一般職の職員との均衡を図るため、県人事委員会勧告に準拠し、期末手当を0.15カ月増額するものでございます。施行期日は平成26年12月1日でございます。

次に、平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）でございますが、歳入歳出予算の補正は歳出の補正であり、予算総額の歳入歳出はそれぞれ50億1,592万7,000円に変更はございません。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

3の歳出でございますが、【1款】議会費で議員手当、【2款】総務費、【9款】教育費で特別職の期末手当を増額計上し、【12款】予備費で調整をいたしました。

説明は以上でございますが、ご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 日程第19 議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、日程第20 議案第97号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、日程第21 議案第98号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第98号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）についてまでの3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第98号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）についてまでの3件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第98号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第8号）についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第13号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 発議第13号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006（平成18）年12月に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に改正された「障害者基本法」第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが求められています。

よって、政府と国会に下記事項を講ずるよう強く求めるものです。

記

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日。

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、文部科学大臣宛て。

立科町議会議長滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） ただいま局長の朗読のとおりであります。審議の上、承りますようよろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第13号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（滝沢寿美雄君） 暫時休憩とします。再開は3時25分です。

（午後3時11分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第23 発議第14号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第23 発議第14号 2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界平和と安全を達成する」ことに核保有国を含めて合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、今、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから4年経った今も、「核兵器のない世界」を達成する具体的な道筋は見えていない。米ロ両国間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万7千発の核兵器が貯蔵され、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きも続いている。意図的であれ、偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実には存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

今核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件は生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでも極めて重要である。

2013年10月、「核兵器の人的影響に関する共同声明」が125カ国の連名で発表された。この声明は、核兵器の残虐性、非人道性を告発し、「核兵器のない世界」へ前進することをめざしており、「核兵器がいかなる状況の下でも決してふたたび使われないことが人類生存の利益」であると述べ核兵器が使われないことを「保証する唯一の道は、その全面廃絶である」とし、すべての国が核兵器使用の拒否、核軍縮などのために「責任」を負っていることを強調している。この共同声明に日本政府も賛同したことは、唯一の被爆国であり、憲法の平和原則と「非核三原則」をかかげる国として当然の姿勢である。

しかしこれで問題が終わったわけではない。核兵器は全面的に禁止されるべきである。

2015年NPT再検討会議に向かって、「核兵器のない世界」への行動が直に開始されるよう、ジュネーブの軍縮会議(CD)をはじめ、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として、日本政府が、核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日。

内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣宛てです。

立科町議会議長滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。5番、西藤 努君。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） ただいま局長の朗読のとおりであります。ご審議いただき、採択賜りますようお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第14号 2015年N P T再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第15号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第24 発議第15号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 介護従事者の処遇改善を求める意見書。

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで介護労働者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要になると推計し、そのために1年当たり、6.8～7.7万人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています（全労連「介護労働実態調査」）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させ

ましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。
又、介護現場には介護職員以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1. 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行う事。

2. 処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛て。

立科町議会議長滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） ただいま局長の朗読のとおりでございます。審議の上、承りますようよろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

確認願います。（（7名ですね）の声あり）起立多数です。したがって、発議第15号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第16号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第25 発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書。

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取組を促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
4. 病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てです。

立科町議会議長滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） はい、4番。

ただいま局長の朗読のとおりでございます。審議の上、承りますようよろしくお願
いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。この採決は起立によって行います。お諮りしま
す。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

確認してください。（（7名）の声あり）7名です。

起立多数です。したがって、発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改
善・大幅増員を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第17号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第26 発議第17号 委員会閉会中の継続調査の件についてを議題
とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付
しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ご
ざいませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続
調査とすることに決定しました。

これで本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成26年第4回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

この後、全協ありますので、4時から行いますので参集願います。

（午後3時45分 閉会）